

## 7. 短期的に対応可能なまちづくりの推進

### 【基本的な考え方】

1. 国分寺駅周辺にあるまちづくり資源（既存の地域資源）の活用により、効果的なスポットまちづくりを実施する。
2. まちづくりルールの運用（規制誘導）や、市民・土地建物所有者など民間が出来る身近なまちづくり活動の支援により、多大な財源を伴わないまちづくりを推進する。

### 1) 効果的なスポットまちづくりの実施（イメージ）

#### <緑うるおい、公園、景観>

- ・北口駅前の先行取得用地（市有地）をお花畑にする。更に、フェンスを外し、暫定的に市民に開放してイベントや商品販売等をできるようにする。
- ・駅周辺地区にポケットパークを整備する（毎年一ヶ所程度）。
- ・都立殿ヶ谷戸庭園において、都のパークマネジメントと連動した取組みをする（市民、NPOなどによる都立公園の管理運営への参画）

#### <交通・道路、その他施設>

- ・駅南口に観光案内版・サイン等を設置する（美しい日本の「歩きたくなるみち」500選のサイン等）。
- ・駅のバリアフリー計画をJRと協議して公表する。
- ・本多地区にぶんバスを通す（平成19年3月22日より「本多地区ルート」の運行開始）。
- ・今ある裏道や古い道を活かして、歩行者優先（交通規制やバリアフリー整備）の歩きやすい道にする。また、界隈や横丁を感じさせる路地となるように舗装等を工夫する。
- ・都市鉄道等利便増進法により交通結節機能高度化計画を作成、駅施設の利用の円滑化等を図る。
- ・幹線道路の特定区間への車両の抑制等により、交通円滑化のための社会実験の実施。

### 2) 多大な財源を伴わないまちづくりの推進（イメージ）

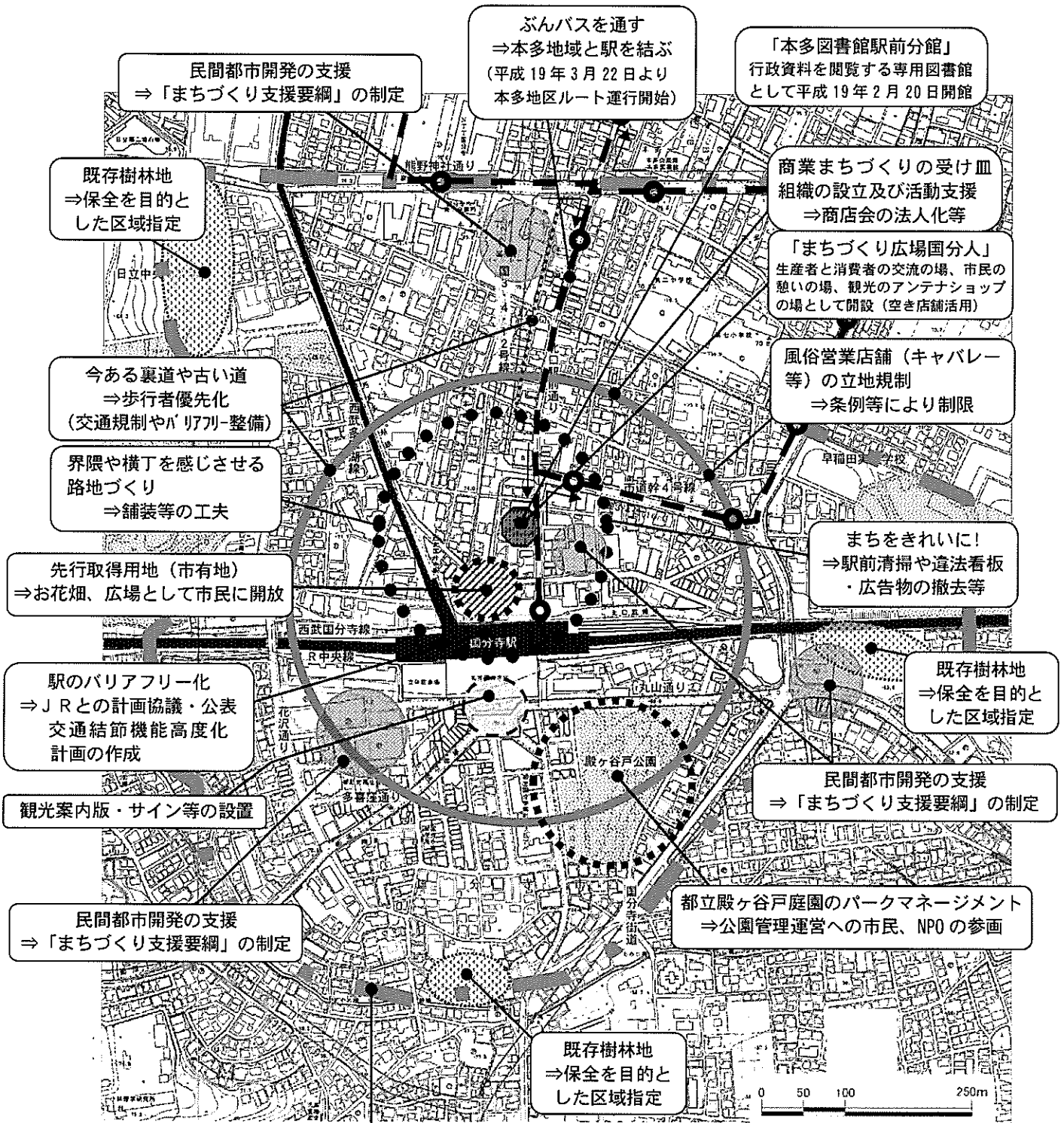
#### <規制誘導>

- ・国分寺崖線など既存樹林地の保全を目的とした区域指定をする（地権者の了解を早く得る）。
- ・風俗営業店舗（キャバレー等）の立地を条例等で制限する。
- ・敷地規模の大きい開発等に際して、地域住民が身近に利用できる小公園等の整備を誘導する。
- ・個々の敷地での建替え等に際しては、幅4m以上の道路づくりや、角地では隅切りを確保し、まちの基本的な安全性や利便性を確保する。
- ・既存道路網を活かした暫定的な一方通行化や歩行者天国などの交通規制を検討する。

#### <まちづくり活動支援>

- ・民間都市開発を支援する「まちづくり支援要綱」を制定する。
- ・商業まちづくりの受け皿組織（商店会法人化やTMO等）の設立及び活動支援。
- ・商店街の空き店舗等にコミュニティビジネス等を誘致する。
- ・道路に面するコンクリートブロック塀等の垣・さくの「生け垣」化を支援し、安全でうるおいある街並みづくりを推進する。
- ・屋上緑化や壁面緑化など環境に配慮した建物づくりを支援する。
- ・駅前清掃や違法看板・広告物の撤去等を一般市民が出来るようにし、まちをきれいにする。

■ 短期的な対応が可能なまちづくり提案図（実現したものを含む）



地区全体

- 開発行為、建築行為  
⇒小公園づくりの誘導や建築緑化の支援
- ポケットパーク・小公園の整備  
⇒毎年一ヶ所程度
- 交通円滑化のための社会実験の実施  
⇒幹線道路の特定区間への車両の抑制等
- 安全でうるおいある街並みづくり  
⇒コンクリートブロック塀等の垣・  
さくの「生け垣」化を支援
- まちの基本的な安全性や利便性の確保  
⇒幅 4 m 以上の道づくり、隅切り確保
- 商店街の空き店舗等  
⇒コミュニティビジネス等の誘致